

商品説明書(お客さま用)

(2026年8月17日現在)

1. 商品名	・ 自由金利型定期預金 (愛称) 大口定期
2. 期間	・ この預金には、払戻に関する期間の定め(満期日)があります。 ① お預入日から次の定型期間が経過した応当日を、満期日として指定することができます。 …1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ② また、お預入日から1ヵ月超10年未満の任意の日(ただし、上記①に該当する日を除きます)を、満期日に指定することができます。 ・ 上記①の定型期間によって満期日を指定した場合は、自動継続の取扱により、前回と同一の定型期間単位で満期日を順延することができます。
3. ご利用可能な方	・ 個人および法人のお客さま
4. お預入方法	・ 当行の国内本支店窓口で、1,000万円以上1円単位でお預入れできます。
5. 払戻方法	・ 当行の国内本支店窓口(原則として、その定期預金をお預け入れいただいている取引店に限ります)で、満期日以後に元金と利息を払戻します。 ・ 事前に自動解約とその解約代金の入金口座の指定をいただくことで、満期日に元金と利息を指定の口座に自動的に入金する取扱も可能です。なお、その定期預金が総合口座取引の担保となっている場合には、その解約代金の入金口座は、総合口座普通預金に限定されます。
6. 利息	(1)適用金利 ・ お預入時の約定利率を、満期日まで適用します(固定金利)。自動継続時には、原則として、当行の国内本支店の店頭に表示するこの定期預金の利率を適用します。 ・ 満期日前の解約時には、後記11に記載するルールにしたがって計算された利率を適用します。 ・ 満期日(自動継続する場合を除きます)を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。 (2)利息支払 ・ お預入期間2年未満の場合の利息は、満期日(入金口座の解約等により満期日以後となることもあります)に一括して支払います。 ・ お預入期間2年以上の場合の利息は、所定の間利払日と、満期日(入金口座の解約等により満期日以後となることもあります)に、分割して支払います。 ・ 中間利払日に支払う利息(中間払利息)は、対象となる経過日数について、中間利払利率(中間払利息の支払期間が1年毎の場合:約定利率×70%(小数点第4位以下切捨)、中間払利息の支払期間が1年毎以外の場合:約定利率×100%)によって支払います。 (3)計算方法 ・ 付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、利息を計算します。 (4)課税 ・ 個人のお客さまは分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%※)、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 ※ 復興特別所得税が付加されております。 ・ お預入金額が1,000万円以上のため、マル優の対象外です。

7. 手数料	－
8. 付加できる特約事項 総合口座取引	- 個人のお客さまの場合、自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（当座貸越といいます）を利用することができます。 - なお、貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。
9. 預金保険の適用	預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクと要因	－
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	- 満期日前に解約する場合には、約定したお預入期間に対する実際のお預入期間の長さに対応した方法によって利息を計算し、元金とともに払戻します。 (1) お預入日から6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびCのうち、最も低い利率を適用します。 - A：解約日における普通預金の利率 - B：約定利率 × 70% - C：約定利率 － $\frac{(\text{基準利率}(\ast) - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ BおよびCの算式により計算した小数点第4位以下は切捨てます。 ただし、Cの算式によって計算した利率が0%を下回るときは0%とします。 (2) お預入日から6ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用します。 - A：約定利率 × 70% - B：約定利率 － $\frac{(\text{基準利率}(\ast) - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ 小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。 * 基準利率とは、解約日に解約する元金を通帳または証書に記載している満期日まで新たに預入するとした場合に適用される標準的な利率（満期日までの期間が1ヵ月未満の場合は、1ヵ月間預入するとした場合に適用される標準的な利率）を基準として、所定の方法により決定される利率をいいます。 【ご注意】 中途解約の際に、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、中途解約利息以上に支払われた金額を定期預金元金から清算させていただきますので、あらかじめご了承ください。
12. 想定されるリスク	－
13. 当行の契約する指定紛争解決機関	- 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他の説明事項	金利については、窓口までお問い合わせください。